

令和 7 年

第 8 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

令和 7 年 11 月 20 日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第8回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 11月20日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	8
仮議席の指定について	10
議長の選挙	10
議席の指定について	13
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	13
副議長の選挙	13
議会運営委員会委員の選任について	16
常任委員会委員の選任について	16
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
議会運営委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	18
総務財政委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	18
文教社会委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	18
経済工務委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	19
予算決算委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	19
議案審議	19

宮古島市告示第153号

令和7年第8回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和7年11月13日

宮古島市長 嘉 数 登

1 期 日 令和7年11月20日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- （1）令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
- （2）和解及び損害賠償の額を定めることについて
- （3）監査委員の選任について
- （4）教育委員会委員の任命について
- （5）議長の選挙
- （6）議席の指定
- （7）副議長の選挙
- （8）議会運営委員会委員の選任について
- （9）常任委員会委員の選任について
- （10）沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 102 号	令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算(第 5 号)	市 長	令和 7 年 11月20日	令和 7 年 11月20日	原案可決
議案 第 103 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	”	”	”	”
同意案 第 7 号	監査委員の選任について	”	”	”	同 意
同意案 第 8 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	”
選挙 第 1 号	議長選挙		”	”	当選人 平良和彦
選挙 第 2 号	副議長選挙		”	”	当選人 砂川和也
選挙 第 3 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙		”	”	当選人 下地信広
指名 第 2 号	議会運営委員会委員の選任について		”	”	指 名
指名 第 3 号	常任委員会委員の選任について		”	”	”
	議会運営委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	議 会 運 営 委 員 会	”	”	了 承
	総務財政委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	総 務 財 政 委 員 会	”	”	”
	文教社会委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	文 教 社 会 委 員 会	”	”	”
	経済工務委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	経 済 工 務 委 員 会	”	”	”
	予算決算委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について	予 算 決 算 委 員 会	”	”	”
	仮議席の指定について				指 定 (令和 7 年 11 月 20 日)
	議席の指定について				”

開会日（令和7年11月20日）に応招した議員

豊見山	貴	仁	君	仲	間	誉	人	君
池		仁	〃	砂	川	和	也	〃
大	城	仁	〃	山	下		誠	〃
砂	川	浩	平	狩	俣	政	作	〃
平	良	恵	泰	平	良	和	彦	〃
根	間	康	雄	下	地	信	広	〃
富	浜	靖	雄	我如古	三	敏	夫	〃
狩	俣	勝	成	平	良	敏	夫	〃
下	地	信	男	栗	国	恒	広	〃
狩	俣	勝	紀	國	仲	昌	二	〃
前	里	光	健	下	地		茜	〃

令和 7 年

# 第 8 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 7 年 11 月 20 日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和7年第8回宮古島市議会臨時会（11月）議事日程第1号

令和7年11月20日（木）午前10時開会

仮議席の指定について

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第8回宮古島市議会臨時会（11月）追加議事日程第1号

令和7年11月20日（木）

- 日程第 1 議席の指定について
- 〃 第 2 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 3 会期を定めることについて
- 〃 第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 〃 第 5 指名第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 〃 第 6 〃 第 3 号 常任委員会委員の選任について  
～ 休 憩（委員会構成及び閉会中、継続調査の申し出についての協議）～
- 〃 第 7 選挙第 3 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 〃 第 8 議案第102号 令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- 〃 第 9 〃 第103号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（〃）
- 〃 第10 同意案第 7 号 監査委員の選任について（〃）
- 〃 第11 〃 第 8 号 教育委員会委員の任命について（〃）

◎会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 〃 第 2 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 3 会期を定めることについて
- 〃 第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 〃 第 5 指名第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 〃 第 6 〃 第 3 号 常任委員会委員の選任について  
～ 休 憩（委員会構成及び閉会中、継続調査の申し出についての協議）～
- 〃 第 7 選挙第 3 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 議会運営委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について  
（議会運営委員会提出）
- 〃 第 2 総務財政委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について  
（総務財政委員会提出）
- 〃 第 3 文教社会委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について  
（文教社会委員会提出）
- 〃 第 4 経済工務委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について  
（経済工務委員会提出）

追加日程第5

予算決算委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について

(予算決算委員会提出)

日程第 8	議案第102号	令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	（市長提出）
〃 第 9	〃 第103号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	（ 〃 ）
〃 第10	同意案第 7 号	監査委員の選任について	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第 8 号	教育委員会委員の任命について	（ 〃 ）

令和7年第8回宮古島市議会臨時会（11月）会期日程計画表

令和7年11月20日（木）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
11月20日	木	本会議	仮議席の指定 議長の選挙	臨時議長
			議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議会運営委員会委員の選任 常任委員会委員の選任 ～ 休 憩（委員会構成及び閉会中、継続調査の申し出 についての協議） ～ 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	議 長

会期＝1日

令和7年第8回宮古島市議会臨時会（11月）会議録

令和7年11月20日（木）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（閉会＝午後2時59分）

議長（16番）	平良和彦君	議員（10番）	狩俣勝紀君
副議長（13〃）	砂川和也〃	〃（11〃）	前里光健〃
議員（1〃）	豊見山貴仁〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
〃（2〃）	池間仁〃	〃（14〃）	山下誠〃
〃（3〃）	大城仁〃	〃（15〃）	狩俣政作〃
〃（4〃）	砂川浩平〃	〃（17〃）	下地信広〃
〃（5〃）	平良恵泰〃	〃（18〃）	我如古三雄〃
〃（6〃）	根間康雄〃	〃（19〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	富浜靖雄〃	〃（20〃）	栗国恒広〃
〃（8〃）	狩俣勝成〃	〃（21〃）	國仲昌二〃
〃（9〃）	下地信男〃	〃（22〃）	下地茜〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	嘉数登君	企画調整課長	伊佐智彦君
副市長	砂川朗〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
企画政策部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
総務部長	上地俊暢〃	教育長	宮城克典〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎事務局長（友利毅彦君）

本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会となります。初議会においては、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、平良敏夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

平良敏夫議員、議長席にお着きください。よろしく願いいたします。

◎臨時議長（平良敏夫君）

ただいま紹介をいただきました平良敏夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、皆様のご協力をよろしく願います。

ただいまから令和7年第8回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、22名で全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

（「議長」の声あり）

◎下地信男君

しばらく休憩をお願いしたいんですけど、20分ほど休憩いただきたいんですけど。

◎臨時議長（平良敏夫君）

どのような理由で休憩を求めるんですか。

◎下地信男君

議長選出の件について、まだ会派で協議したいと思います。

◎臨時議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時02分）

再開します。

（再開＝午前10時03分）

25分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前10時03分）

再開します。

（再開＝午前10時35分）

これより日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎臨時議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることと決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（平良敏夫君）

ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

◎臨時議長（平良敏夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（平良敏夫君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（平良敏夫君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

記入済みか確認しますが、よろしいでしょうか。

（点呼により投票）

◎臨時議長（平良敏夫君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（平良敏夫君）

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎臨時議長（平良敏夫君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に砂川和也君及び下地茜君を指名します。

よって、ご両名の立会いを願います。

（開 票）

◎臨時議長（平良敏夫君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ票です。有効投票中、平良和彦君11票、我如古三雄君11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5.5票であり、平良和彦君と我如古三雄君の得票は、いずれもこれを超えております。両君の得票は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

再開します。

(再開＝午前10時50分)

平良和彦君、我如古三雄君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

砂川和也君、下地茜君にくじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。年齢順で。

(抽せん)

◎臨時議長（平良敏夫君）

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに我如古三雄君、次に平良和彦君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを引いてください。1番を当選人とします。

(抽せん)

◎臨時議長（平良敏夫君）

くじの結果を報告します。

くじの結果、平良和彦君が当選人と決定しました。

ただいま議長に当選されました平良和彦君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

平良和彦君に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎議長（平良和彦君）

お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かい推挙により、長年の伝統と輝かしい歴史を有する、栄えある宮古島市議会第12代議長に就任いたしました平良和彦でございます。身に余る光栄に存じますとともに、この責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。まずもって、前任の平良敏夫議員のご尽力に深く敬意と感謝を申し上げます。

顧みれば、宮古島市は美しい自然と豊かな文化に恵まれた島であり、先人たちが築き上げた歴史と伝統を礎に、今日まで力強い発展を遂げてまいりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化、自然環境問題、そして地域経済の活性化など、依然として多くの課題が山積しております。このような中、市民の皆

様の負託と信頼に応えるためには、私たち議員が、市民に最も身近な存在として、地域の声に真摯に耳を傾け、公平、公正な議会運営に努め、活発な議論を重ねていくことがとても大切なことだと考えます。

私は、議長として、地方自治の本旨に基づき、規律を守った品位のある議会運営に努め、執行部と共に切磋琢磨しながら、二元代表制を基本に、緊張関係を維持しつつも、協力すべきは積極的に協力し、活発な議論を重ねることで市民のための政策実現に取り組んでまいります。

また、議会運営に当たりましては、公正、公平を旨とし、議員各位のご意見を十分に尊重しながら、円滑かつ安定的な議会運営に努め、市民に開かれた、より身近な議会を目指してまいりたいと考えております。

結びに、議員各位並びに嘉数登市長をはじめとする執行部の皆様方には、今後とも格別のご指導とご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。また、皆様方のますますのご健勝と宮古島市の限らない発展を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎臨時議長（平良敏夫君）

おめでとうございます。

議長と交代します。平良和彦議長、議長席にお着き願います。

休憩します。

（休憩＝午前10時59分）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午前11時00分）

本日の議事日程に追加議事日程第1号を追加します。

この際、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号及び議員諸氏の氏名を事務局長に朗読させます。

（朗 読）

◎議長（平良和彦君）

ただいま朗読したとおり議席を指定します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において富浜靖雄君及び大城仁君を指名します。

次に、日程第3、会期を定めることについてを議題とします。

今臨時会の会期は、本日11月20日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月20日の1日と決しました。

次に、日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることと決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(「議長、ちょっと休憩でお願いします」の声あり)

◎議長(平良和彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

再開します。

(再開＝午前11時45分)

次に、日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることと決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(平良和彦君)

ただいまの出席議員は22人であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長(平良和彦君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(平良和彦君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(平良和彦君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の名前を記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

記入済みでしょうか。

(点呼により投票)

◎議長（平良和彦君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議長（平良和彦君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に國仲昌二君及び仲間誉人君を指名します。

よって、ご両名の立会いを願います。

（開 票）

◎議長（平良和彦君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ票。有効投票中、砂川和也君11票、狩俣政作君11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5.5票であり、砂川和也君と狩俣政作君の得票は、いずれもこれを超えております。両君の得票は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午前11時59分）

砂川和也君、狩俣政作君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

國仲昌二君、仲間誉人君にくじの立会人をお願いします。

砂川和也君、狩俣政作君は、前のほうをお願いします。

まずは、くじを引く順序を決めるくじを行います。くじを引いてください。

（抽せん）

◎議長（平良和彦君）

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに砂川和也君、次に狩俣政作君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを引いてください。1番を当選とします。

（抽せん）

◎議長（平良和彦君）

くじの結果を報告します。

くじの結果、砂川和也君が当選人と決定しました。

ただいま副議長に当選された砂川和也君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

砂川和也君に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎副議長（砂川和也君）

皆様、こんにちは。副議長に選ばれました砂川和也と申します。すみません、まさか選ばれると思っておらず、何も考えていなくて、議長のようなすばらしい挨拶はできないんですが、私も2期目ということでもまだ勉強中なんですが、この議会、議長をしっかり支えていく副議長としてしっかり、副議長の名に恥じないような議員活動、副議長のことをしていきたいと思っておりますので、皆さんと様々な議論をして、よりよい市政にしていくよう努めさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

◎議長（平良和彦君）

おめでとうございます。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後零時04分）

午前の会議は、これにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

次に、日程第5、指名第2号、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、下地信男君、根間康雄君、平良和彦君、狩俣勝成君、狩俣政作君、下地茜君、砂川和也君、大城仁君の8人を指名します。

次に、日程第6、指名第3号、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務財政委員会委員に下地信男君、栗国恒広君、平良和彦君、富浜靖雄君、仲間誉人君、豊見山貴仁君、下地茜君、前里光健君の8人を、文教社会委員会委員に平良敏夫君、下地信広君、狩俣勝紀君、根間康雄君、狩俣政作君、山下誠君、大城仁君の7人を、経済工務委員会委員に我如古三雄君、國仲昌二君、池間仁君、狩俣勝成君、砂川和也君、平良恵泰君、砂川浩平君の7人を、予算決算委員会委員に下地信男君、栗国恒広君、平良和彦君、池間仁君、富浜靖雄君、狩俣政作君、山下誠君、仲間誉人君、豊見山貴仁君、下地茜君、前里光健君、砂川浩平君の12人をそれぞれ指名します。

ただいま各委員会委員を指名しましたが、しばらく休憩し、各委員会で正副委員長の互選をお願いします。なお、議会運営委員会を最初に行い、次に総務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会を同時

に行い、最後に予算決算委員会の順でお願いします。また、各委員会散会后、事務処理を行い、準備が整い次第ブザーを鳴らしますので、その際にご着席願います。

休憩します。

(休憩＝午後 1 時33分)

再開します。

(再開＝午後 1 時58分)

ただいま各委員会から正副委員長の互選の結果報告がありました。

議会運営委員会委員長に下地信男君、同副委員長に砂川和也君、総務財政委員会委員長に富浜靖雄君、同副委員長に仲間誉人君、文教社会委員会委員長に下地信広君、同副委員長に山下誠君、経済工務委員会委員長に狩俣勝成君、同副委員長に池間仁君、予算決算委員会委員長に富浜靖雄君、同副委員長に仲間誉人君がそれぞれ選任されました。

次に、日程第7、選挙第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。指名は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長は、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に下地信広君を指名します。

お諮りします。ただいま議長によって指名された下地信広君を沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、下地信広君が沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下地信広君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

下地信広君に当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎下地信広君

このたびは、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に推挙いただき、ありがとうございます。謹んでお受けいたします。

この2025年に団塊の世代が75歳以上になります。そうしますと、あと17年後の2042年にはこの後期高齢

者がピークになると言われております。そういった面では、高齢者の医療費増大もいろいろ懸念されるわけですが、しっかりと宮古島市議会議員の代表として一生懸命職務を遂行してまいりたいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎議長（平良和彦君）

おめでとうございます。

次に、休憩中にタブレットにて配付したとおり、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長より閉会中、継続調査の申出が計5件なされております。

お諮りします。本5件の申出を緊急事件と認め、この際、日程に追加し、議会運営委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出についてを追加日程第1、総務財政委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出についてを追加日程第2、文教社会委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出についてを追加日程第3、経済工務委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出についてを追加日程第4、予算決算委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出についてを追加日程第5とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

◎議長（平良和彦君）

（「異議なし」の声多数あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

この際、追加日程第1から追加日程第5までの計5件を一括議題とし、各委員会委員長から報告を求めます。

◎議会運営委員会委員長（下地信男君）

議会運営委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について。

令和7年11月20日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。議会運営委員会委員長、下地信男。

本委員会は、下記の事件について、議員の任期中（4年）、閉会中の継続調査をするものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記、1、事件。（1）、議会の運営に関する事項、（2）、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、（3）、議長の諮問に関する事項。

2、理由。議会の会期等、議会の運営に関する事項等は閉会中の協議が主であり、即対応が必要なため。

◎総務財政委員会委員長（富浜靖雄君）

総務財政委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について。

令和7年11月20日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。総務財政委員会委員長、富浜靖雄。

本委員会は、下記の事件について、議員の任期中（4年）、閉会中の継続調査をするものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記、1、事件。（1）、総務部・企画政策部・観光商工スポーツ部・消防本部・会計課・選挙管理委員会・監査委員の所管に属する事項、他の委員会の所管に属さない事項。

2、理由。閉会中も総務財政委員会所管事務の調査ができるようにするため。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

文教社会委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について。

令和7年11月20日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、下記の事件について、議員の任期中（4年）、閉会中の継続調査をするものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記、1、事件。（1）、福祉部・市民生活部・教育委員会の所管に属する事項。

2、理由。閉会中も文教社会委員会所管事務の調査ができるようにするため。

◎**経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）**

経済工務委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について。

令和7年11月20日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、下記の事件について、議員の任期中（4年）、閉会中の継続調査をするものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記、1、事件。（1）、農林水産部・建設部・水道部・農業委員会の所管に属する事項。

2、理由。閉会中も経済工務委員会所管事務の調査ができるようにするため。

◎**予算決算委員会委員長（富浜靖雄君）**

予算決算委員会所管事務の閉会中、継続調査の申し出について。

令和7年11月20日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。予算決算委員会委員長、富浜靖雄。

本委員会は、下記の事件について、議員の任期中（4年）、閉会中の継続調査をするものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記、1、事件。（1）、予算決算に関する事項。

2、理由。閉会中も予算決算委員会所管事務の調査ができるようにするため。

◎**議長（平良和彦君）**

これで委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本5件は、各委員会委員長からの申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎**議長（平良和彦君）**

ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第5までの計5件については、それぞれ閉会中の継続調査に付することと決しました。

ここで、当局が着席します。

休憩します。

（休憩＝午後2時11分）

再開します。

（再開＝午後2時13分）

次に、日程第8、議案第102号から日程第11、同意案第8号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎**市長（嘉数 登君）**

令和7年第8回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案が1件、議決議案が1件、同意案2件の合計4件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第102号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）。今回の補正は、418万5,000円の増のほか、債務負担行為の追加を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ443億6,108万1,000円と定めております。

続いて、議決議案についてご説明申し上げます。議案第103号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。令和5年4月16日、第37回全日本トリアスロン宮古島大会で発生した衝突事故について、名古屋地方裁判所から提示された和解案に基づき和解し、損害賠償の額を決定することに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、同意案第7号、監査委員の選任について。渡真利健次委員の任期が令和7年11月21日に満了となるため、その後任を選任するもので、上地廣敏氏を提案いたします。

次に、同意案第8号、教育委員会委員の任命について。前泊直子委員の任期が令和7年12月4日に満了となるため、その後任を任命するもので、比嘉豊樹氏を提案いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎前里光健君

議案第103号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、こちらについてお尋ねします。

まずは、2年間遅れたという理由をご説明いただきたいと思います。

また、今後の対策についての2点というものをお聞かせください。

続いてですが、議案第102号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の予算書でございます。予算書の17ページ、歳出のほうでございます。地方創生臨時交付金事業が今回活用されていますが、この事業内容についてお聞かせください。

そして、これ補正の予算、減額ですね。LED化促進事業を2,800万円余、これ減額をして、そしてプラス253万5,000円、県支出金を合わせての物価高騰対策事業となっております。これは委託料に全てかかっていますが、この委託料というのがなぜ全額その予算に充てられているかということについての内容をお聞かせください。

#### ◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第102号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の17ページ、2款総務費、16目地方創生臨時交付金事業費の12節委託料に物価高騰対策事業委託料として3,129万3,000円を計上しております。本事業は、生活コストがかかる子育て世帯と収入の少ない高齢者世帯に対し、お米券を配布することで物価高騰による家計負担を軽減することを目的としており、今年8月の臨時会において議決された事業の追加分となります。現在実施中の事業では、18歳以下の子供と75歳以上の後期高齢者に対し、1人当たり10枚、4,400円相当のお米券を配布しております。今回の補正予算では、18歳以下の子供に限定し、1人当たり6

枚、2,640円相当の追加配布を計画しております。

追加配布をすることとした理由についてですが、この予算に関連いたしまして、同じく予算書の17ページの18節負担金、補助及び交付金に宮古島市自治会施設等LED化促進事業の不用額分、2,875万8,000円の減額予算が計上されております。この不用額の活用方法について検討したところ、この交付金は国の令和6年度繰越予算も含まれているため、年度内に執行する必要があるほか、新規事業計画の国への提出が今年の10月17日となっていたことから、新たな事業を検討する期間を取ることが難しかったことから、既存事業であるお米券の配布を追加で行うこととしました。また、配布対象にいたしましても、これまでと同様に1万7,000人の子供及び高齢者へ配布した場合、1人当たり3枚のみの配布となることに加え、輸送費などの経費に多額の費用がかかり、支援効果が限定的になることから、18歳以下の子供に限定した追加配布する計画となっております。委託料のみなのかということですが、8月の臨時会においては、市でお米券を購入し、市職員で検品後に委託事業者へ納品し、委託事業者において宛名印刷、封緘作業を実施した後、郵便局へ持ち込み、発送するという流れを想定して予算化しておりました。その後、郵便局側と調整する中において、お米券の購入から発送まで一連の作業を予算内で日本郵便オフィスサポート株式会社が実施可能であるということが確認できましたので、一括委託するというにいたしましたものでございます。

#### ◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

2点ほど質疑がございました。まず1点目が、これまで期間が長くかかった理由ということなんですけど、まずその1点目についてです。この事故は、令和5年4月に開催された第37回全日本トライアスロン宮古島大会において事故が起っております。事故の詳細としましては、自転車競技中の選手、これ原告になります。に市民の運転する車、これ被告になります。が衝突事故を起こしております。当初は通常の交通事故として当事者間で損害賠償の話し合いをしておりましたが、話し合いがまとまらず、令和6年5月に原告が名古屋地裁に損害賠償を、被告として事故当事者と主催者であります宮古島市、また琉球新報社を相手取り、訴えを起しております。

次に、今後の対策としまして、まず大会での競技者の安全対策の強化はもちろんのこと、同様の訴訟があることもございますので、その対応としまして、イベント賠償責任保険、これは主催者が責任を取る場合の保険になります。この保険に加入するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

#### ◎前里光健君

今、この予算の165万円余の予算の中には、これ市だけの予算だということだと思います。市が支払う予算ですよ。それは分かるんですけども、訴えられた側、また今新聞社のお話もありましたけれども、そこのトータルの金額を教えてくださいということ。時間が長引いたということで、すごくまた金額がかさんだということではありますが、また今、イベントの運営の保険を新たに設定をするという話なんですけど、この予算というのは市が訴えられたときの予算ということの認識でよろしいですか。ということを確認したいです。

あと1点は、こういう賠償関係の予算というのは予備費の対応が多かったんですけども、今回財政調整基金からの捻出ということになっておりますが、これ何か変化があるんでしょうか。こちら教えてください。3点です。

地方創生臨時交付金事業なんですけど、これ追加分ということでおっしゃっています。今、企画政策部長、1万7,000人という数字、対象者、その人数で正しいのかということをお聞かせください。

これは子育て世帯に向けての追加分ということで伺っていますが、この予算なんですけども、何かメニューがあるんですか、この対策。国のメニューが。これまた同じものを繰り返すという話になっているような感じを受けるのと、それは必要性があるというもので、大事だと思っております。その上で、これはいつ頃までに、この市民の皆様にとれぐらいのスピードで届くのかということ、ここをまたお聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

賠償金、和解金を予備費でこれまで対応してきたのではないかとということに対してお答えいたします。

これまでも、和解金について専決処分した後に支出するというので、補正予算計上しない場合もございました。確かに予備費で対応することもあるかと思えます。一方、今回の補正予算で計上している和解金については、地方自治法第96条第1項第12号、第13号で、和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決が必要となっているところでございます。和解金の措置については、予備費の充当も考えられますが、今回は議決議案と同時にやる必要があることから、関連する補正予算を同時に議会に提案してやるほうが財政運営上適当であるということで、今回補正予算で組んでおります。

◎企画政策部長（石川博幸君）

私のほうから先ほどの物価高騰対策事業についてお答えいたします。

先ほど私、8月臨時会で約1万7,000人を対象にしていると答弁しました。今回の追加は、予算の制約とか時間の制約もありますので、対象を18歳以下の子供のみに限定しております。子供の数を9,451人と見込んでおります。

また、今回の臨時交付金なんですけども、メニューがあるのかということでしたよね。この事業は、推奨事業メニューと低所得者世帯枠、そして給付金・定額減税一体支援枠というふうな3つの枠がございまして、今回この物価高騰対策を実施しているのは、推奨事業メニューという部分の財源を活用してやっております。

そして、いつ頃、事業スケジュールなんですけども、今臨時会で可決されましたら、速やかに日本郵便と変更契約を行いまして、ちょうど年末年始は大分発送作業が混み合いますので、1月頃の発送を予定しているところでございます。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

まず、賠償額の内訳なんですけど、裁判所の認定額が総額で450万円となっております。そのうち、事故を起こした被告が270万円、宮古島市が165万円、琉球新報社が15万円となります。

次の保険は主催者の加入かということですので、イベントは、市が主催者である以上は、最終的には法的、財産的な責任と権限を持っているため、市の責任においてイベントの保険は加入するものと考えております。

◎前里光健君

3回目ということなので、少しお聞きしたいんですけども、物価高騰対策のお米券の事業に関しては早期に、1月末ということで、年明けですね、ということで、また早期にこちらが届くように、配布できる

ような手続をお願いしたいなという思いであります。

一方で、トライアスロンの事業、対策についてなんですが、もちろん宮古島市が保険に入ると。主催者、イベント側が何かあったときに訴えられたときに入るということで、市民の何かこういうふうな不利益が生じないようにという保険でもあると思うんですが、実際に、これ今先ほど答弁ありましたけれども、被告のほうが270万円も払うという決定になっているということ、琉球新報社もありますけれども、これもともと、では誰のためのイベントだということになってくるわけです。これ市民の皆さんのおかげ、協力、ボランティアがあって、そして来年の40回大会という節目の年を迎えるというときに、この保険も2年遅れでこれから入りますよということ、遅いなという意識もあります、ぜひ来年、40回大会、そして日本一安全な大会を目指すという中においては、やはり市民の皆様のおかげでこの大会が運営できているんだということ、しっかりやらなければ、こういうふうにもう、私実はこの方の関係者から1度相談を受けたことがあります、やはり一家でもう本当に悩んでいると。もう大変だということ、高齢の方だったので、家族でどうにかという話がありました。もう本当に厳しい状況だということでの話がありました。だから、今回取り上げたんですが、トライアスロンに対する気持ちが薄れてしまう可能性があるんです。なので、宮古島全体で一体となってこのイベントを成功させるという意味においては、もちろん関係各位もありますし、宮古島市もありますし、団体もありますし、そして市長が言う市民の皆さんが真ん中という考えであれば、その保険も早めに入るとか、そして40回大会は事前にもっと告知を進めていく、市民の皆さんに周知を図っていく、関係団体、ボランティア団体にもしっかり体制強化を図っていくという全体的な課題があると思います。成功裏に向けて、また私も協力体制でいきたいという思いがあります。そういった中では、またしっかりと市民の皆さんを中心とした周知徹底、また予算を増額していくとか、そういった体制をもう一度構築していくと、求めていくということが私は必要だと思っています。市長にこの件に関してはお答えいただきたいというふうに思っております。

◎市長（嘉数 登君）

前里光健議員ご指摘のとおり、この間、第39回まで、市民のボランティア、それから関係者の協力の下に開催されてまいりました。この大会は、やはり安心、安全というものを目指して開催しなければいけないというふうに思っております、この間、その目標の下に、市民の協力、関係機関の協力の下、開催してまいりました。来年は第40回という記念の大会になります。予見し難い事故というのは、本当に我々が想像もつかないようなところから出てまいりますので、そこは保険の加入も含めて、今回の事故の教訓を決して忘れないためにも、この議場だけで報告をして和解に応じるという話ではなくて、例えば私の記者会見においても、こういった事故がありましたと、来年の記念大会に向けては、ぜひ市民の協力の下、安心、安全な大会を目指していきたいというような報告もさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

同じ箇所、議案第102号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の17ページ、歳出です。地方創生臨時交付金、宮古島市自治会施設等LED化促進事業2,875万8,000円の減ということでした。不用があるので、年度使い切りする必要もあって、お米券配布の支援拡充ということでしたが、この不用額が生

じた理由、見積りの精度、あるいは自治会の実態との乖離などが適切に検証されているのかというところをまずお聞きしたいと思います。

あわせて、物価高騰対策事業委託料が3,129万3,000円。今回18歳以下への追加配布とされた理由についてお伺いします。物価高騰の影響は全世帯に及んでいるところで、本市として18歳以下に限ってということでしたので、その判断根拠、ほかの支援、例えば75歳以上低所得者世帯などを拡充しなかった理由について、公平性の観点から説明を求めます。

#### ◎企画政策部長（石川博幸君）

物価高騰対策事業でなぜ18歳以下の子供だけなのかというご質疑でございましたけども、令和3年から続く物価高騰によりまして様々な生活用品が値上がりする中で、10月からさらに食品3,000品目が値上がりしているということがございます。家計の消費支出に占める食費の割合、いわゆるエンゲル係数は子育て世代ほど高くなる傾向がございます。市では、今年4月に子育て応援宣言を行い、子育て世帯への支援施策を積極的に進めているところであり、限られた予算内で速やかに事業執行するため、特に生活費のかかる子育て世帯へ経済的な支援として追加でお米券を配布することとしたところでございます。

#### ◎市民生活部長（狩俣博幸君）

予算書17ページの宮古島市自治会施設等LED化促進事業の補正減についてでございます。この予算は、6月補正で計上して事業を始めておりまして、当初8,000万円の予算を計上し、可能な限り多くの自治会が補助金を活用できるように、余裕を持って積算を行いました。ただ、申請が予想されていた自治会の中には既にLED化が完了している自治会もありました。それから、規模によっては工事費が、交付金上限額100万円ですが、それを下回る自治体もあったため、今回の減額となっております。

#### ◎下地 茜君

自治会施設等LED化促進事業で減額補正、説明がありました。これまで当局、上限100万円でおおむね需要を満たせるとのご説明をされていたかなという記憶があるんです。自治会のほうも、実は200万円くらいかかるけれども、上限100万円と聞いているのでということで、100万円以内に抑えて申請したという声などを聞いています。特に今回上限設定などをしたことによって潜在需要が抑制されて、結果として不用額が生じたのではないかというふうに今回の補正の額を見て思うわけでありましてけれども、その可能性があったかということ1点です。

それから、来年度の要求あるいは査定段階で、今回された事業の中での需要であったり、上限設定による申請抑制の可能性、どのように評価をしていて、また事業継続、拡充を検討されるのか、現時点の方針をお聞かせください。

#### ◎市民生活部長（狩俣博幸君）

この事業は今年度に限りということで、現段階では次年度やるかということは未定でございまして、今回の上限を100万円としましたということで、実際に、これ見積りベースです。ただいま交付決定とかの事務作業をしておりますので、その見積りベースでいきますと、100万円を超えているのは、対象が60自治会ありました。その中で16自治会が上限を超えておりました。最高が137万1,700円という見積りがありまして、それ以外は100万円以内、申請額、見積額ということになっておりまして、検証につきましては、妥当かどうかということですが、おおむね予想どおりかなということで考えているところでございます。

◎下地 茜君

実は190万円ぐらいかかるところを、100万円上限と言われたので、100万円以内で申請したという声を聞いています。ということは、申請では100万円以内で上がってきたけれども、実は実際本当のところの需要を聞けば超えていた。これをもしこのまま皆さん自分たちでやってくださいねというと、100万円近い支出を自治会で、LED化のためにですね、自治会の費用から自分たちで年幾らというふうに出すわけですが、その中でやるかということ、かなり難しいのかなというふうに思っています。そういう意味では、今回不用が2,800万円余出ているわけですので、本来であれば上限額を周知するようなことがなくしっかり、200万円近くかかる自治会が申請していれば、しっかりそこもできたのではないかというふうに思うわけですが、これに関してはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。今後ですね。今回のみということで、あとは自治会の皆さんでやってくださいということになるのでしょうか。お聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今回、100万円を超えている自治会が、見積りベースであります、16自治会生じているというところで、その16自治会のほうには負担をかけているということで、ご理解いただきたいというところでございまして、それ以外の40自治会ほどは、例えば今100万円未満の申請ではあるんですけども、これで十分だということでは、各自治会の事情がありまして、防犯灯に対応したところもありますし、その辺は各自治会の判断に任せたというところでご理解いただきたいところでございます。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

よろしく申し上げます。議案第103号、和解及び損害賠償の額を定めることについての件ですけれども、総額で賠償額が450万円、被告が270万円、宮古島市が165万円。これは、事件の概要というところで「主催者のため被告市となる」とあります。ただ、もう一方の主催者が15万円ということで、同じ主催者でありながら、宮古島市は165万円、もう一方は15万円、この差は何でしょうか。お聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

賠償額が主催者、共催の琉球新報社と宮古島市と違うということのご質疑だと思います。名古屋地裁の判断は、琉球新報社が大会の安全配慮に関する事項の決定に関与することができたと認めるには足りないと。共催者という立場からの道義的責任と紛争の早期解決のために、解決金として賠償額の一部を支払うのが妥当であると判断しております。実際にこの大会を運営したのは宮古島市のほうですので、共催者ではありますが、スタッフを配置するとか、そういった運営のほうに関与はしていないという判断で今回の金額の差額があると考えております。

◎國仲昌二君

同じ主催者でありながら、大会運営にスタッフを出したのが宮古島市であるから、宮古島市が多く払いなさいというので市は納得したんですか。

◎副市長（砂川 朗君）

同様の主催者であります琉球新報社の損害賠償の部分でございしますが、市としましては、大会運営に係る安全管理に関する部分は市のほうが主に担っていたという部分で、裁判所のほうからもそういう指摘が

ございました。それを受けて、実際にどういった場所にどういった人員を配置するか、どういった場所にカラーコーンを設置するかなど、そういった部分はやはり市のほうで対応していたということで、裁判所の判断どおり、市のほうとしては、そちらのほうを受け入れた上で、早期解決に向けて和解を受け入れたということになります。

◎**國仲昌二君**

先ほどから話があるように、トライアスロンというのは全市民を挙げてやっているイベントであります。その主催者ということで、宮古島市と同様に主催者でありながら、こういった事故があったときに責任の所在が、ほとんど市が負うということは、市民の皆さんなかなか納得しづらいところがあるんじゃないかなと思います。これについて、もう一度見解を伺います。

◎**副市長（砂川 朗君）**

宮古島市と琉球新報社、ともに主催者でございます。琉球新報社のほうの役割としては、大会のPR等、また取材等、こういった部分の総合的な部分を担っているところでございます。それぞれの主催者側に責任を担う部分はあると思いますので、そういった部分では、大会を実質、コース管理等を行っていた市のほうがやっているという実態がございます。今後こういった市の負担になるというような部分でございますが、運営に関わる部分は市が大半でございますので、やはり市の安全管理上の責任は、いずれにせよ免れないのかなと思いますので、ただ安全管理には十分配慮した上で、大会運営については実施していきたいというふうに考えております。

◎**議長（平良和彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**下地信男君**

私から1点、同意案第8号、教育委員会委員の任命についてですけれども、比嘉豊樹先生、これは城東中学校の校長を退職されている先生です。退職された、現場から退いた先生はたくさんいますけれども、教育委員として評価された部分は何なのか、どの辺なのかということと、教育行政に携わっていくわけですが、比嘉先生にどういう部分を期待しているのかというこの2点をお願いします。

◎**市長（嘉数 登君）**

まず、任命した理由ですけれども、教育委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、人格が高潔、教育、学術及び文化に関し識見を有する者を任命するということになっております。比嘉豊樹氏は、城辺地域の砂川、西城、城辺、福嶺の4中学校を統合した城東中学校の初代校長を令和3年度から2年間務めまして、定年退職後、現在は宮古島市地域学校協働活動地域コーディネーター、それから沖縄県教育委員会宮古地区学校運営アドバイザーとして活動されている方であり、教育に関する知識も豊富であること等から、適任と判断し、同氏を任命いたしました。私もお会いして1時間ほどお話をさせていただきました。話の内容としましては、やはり宮古島市、多くの可能性を秘めておりますけれども、同時に多くの課題も抱えていると。それはやはり人づくりというのがその根底になればいけないというような話をさせていただきまして、その部分で教育観というんですか、そこら辺も非常に自分にも近いと、それから宮古島市の教育上の課題も対応できる方だというふうに考え、提案をさせていただきました。

失礼いたしました。期待することですね。申し上げたとおり、今私、子育て環境の整備ですとか、若者の定住促進というものを一丁目一番地の公約に挙げております。何でかといいますと、宮古島市の人口約5万5,000人で、この数自体は減ってはいないんですけども、その構成を見ていきますと、若年者が相当減っていると。同時に出生数も相当落ちております。令和5年、令和6年がもう400人を切って380人台になっておりまして、この出生数からいくと、5年後、10年後はかなり厳しい状況になるということから、やはり人づくりというところを軸に据えて取り組んでいく必要があるというふうに考えておりまして、特に同氏には教育長と一緒に子供たちの学力、人間力、そういったものを育てていただきたいというふうに期待しております。

◎下地信男君

私もこの比嘉豊樹先生はよく知ってしまして、大変明るくて活発な先生、何事にも積極的な方だと評価しております。今、学校現場も子供たちを取り巻く環境というのは、もう不登校が今過去最高という状況になっていて、ただ不登校というのも今、社会の価値観の変化によって、もう悪いものではないと、そういう個性を認めるような社会になっていっていますよね。こういう社会の評価が変わっていく中で、学校教育も変わっていくと思います。ぜひ比嘉豊樹先生には本当に自分の持っている能力を最大限に生かして頑張っていたきたいなと思います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第8、議案第102号から日程第11、同意案第8号までの計4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第8、議案第102号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は可決されました。

次に、日程第9、議案第103号、和解及び損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は可決されました。

次に、日程第10、同意案第7号、監査委員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第7号を採決します。

本案は、これを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第7号は同意されました。

次に、日程第11、同意案第8号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第8号を採決します。

本案は、これを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第8号は同意されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、

数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良和彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和7年第8回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午後2時59分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和7年11月20日

宮古島市議会

議長 平良和彦

臨時議長 平良敏夫

議員 富浜靖雄

〃 大城 仁